

定性的な開示項目

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に当金庫が積み立てている利益剰余金（特別積立金、利益準備金等）と地域のお客さまからお預かりしている出資金により構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより、自己資本を充実させており、経営の健全性を十分に維持している水準にあると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの収益計画に基づいた業務推進により計上された利益の資本積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスク管理に関する項目事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理を経営の重要課題のひとつと位置づけ、与信業務の基本理念や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

信用リスクの評価については、小口先数主義に基づく推進によるリスク分散を図るとともに、厳格な自己査定を実施し、不良債権の適正な償却・引当を実施しています。

また、個別案件の与信管理においては、融資部門・営業推進部門・資産査定部門を完全に分離独立した組織とし、営業店の一次審査と本部の二次審査による厳しい審査体制をとっています。

貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」並びに「償却及び引当に関する基準書」により、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・ウェイトの判定にあたり標準的手法を採用しております。

また、保有する資産の一部（有価証券等）について、エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・国内債券エクスポージャー
株式会社 格付投資情報センター（R&I）
株式会社 日本格付研究所（JCR）
- ・外国債券エクスポージャー
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を指し、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容など様々な角度から検討をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置づけとして捉えております。

担保や保証に過度に依存しないような融資の推進に取組むとともに、担保や保証が必要な場合は、お客さまへの十分なご説明をしたうえでご契約をいただいております。

また、担保・保証の手続きについては、「融資業務取扱規程」及び「担保評価要領」等により適切な取扱いをしております。

なお、当金庫では信用リスク削減手法として、以下の手法を採用しております。

(1) 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出金残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内とします。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

与信取引において、取引先が期限の利益を喪失した場合に、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等が保証している債権について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証機関のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針並びに手続きの概要

当金庫は、該当取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関（オリジネーター）が保有するローン債権等を裏付けとして有価証券に組み替え、第三者（投資家）に売却して流動化することをいい、証券化エクスポージャーとは、証券化商品にかかるエクスポージャーをいいます。

当金庫では、オリジネーターとしての証券化取引の該当はありませんが、有価証券投資の一環（投資家）として、証券化商品を保有する場合があります。

当金庫では、証券化商品のリスクは、市場動向、時価評価、格付機関が付与する格付等によって把握するなど、適切なリスク管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第 248 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品への投資にあたっては、市場運用部門において、内包される市場リスクや商品特性を十分に調査の上、「資金運用規程」等の諸規程の定めを遵守し、資金運用検討会に諮った上で投資することとしております。また、

投資後も、市場運用部門・リスク管理部門において、証券化商品の市場動向・時価評価等を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整えております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法としての証券化取引の該当はありません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

信用リスク削減手法としての証券化取引の該当はありません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化商品にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

適格格付機関は以下の 2 機関を採用しております。

- 株式会社 格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社 日本格付研究所（JCR）

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象の発生によって生じる損失に係るリスク」を指します。

当金庫では、「事務リスク管理要領」、「法務リスク管理要領」、「風評リスク管理要領」及び「システムリスク管理要領」を定め、オペレーショナル・リスク管理に取組むことにより、リスクの顕現化の未然防止に努めております。

また、これらのリスクに関して、各リスク管理担当部署会議等において検討するとともに、必要に応じ常勤理事会へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、毎日時価評価を行い、価格変動リスク管理をするとともに、運用状況により「資金運用検討会」に諮り、対応について検討をしております。

また、株式関連商品への投資は、債券投資の金利リスクヘッジ手段として捉えており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金については、その公共性等を勘案しながら個別に慎重な投資判断をしております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により当金庫の保有する資産・負債の現在価値が変動するリスクを指します。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクである銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）の計測等を行っています。

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測結果については、資産・負債の最適化、健全性の確保に向けた検討を行うため、ALM 委員会へ月次で報告を行っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△ EVE（注 1）及び△ NII（注 2）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注 1）銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注 2）銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：平均 2.5 年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5 年以内
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
- ・いずれも金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・スプレッドに関する前提、内部モデルの使用等
- ・スプレッドに関する前提は考慮していません。内部モデルは、使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
- ・開示初年度であるため記載していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- ・金利リスクに関する事項の定量的な開示項目は、「10. 金利リスクに関する事項」に記載しています。

定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項

◆単体

(単位:百万円、%)

項 目	平成 29年度	経過措置による 不算入額	平成 30年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,948		18,370
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,948		1,946
うち、利益剰余金の額	16,040		16,473
うち、外部流出予定額(△)	38		38
うち、上記以外に該当するものの額	△2		△11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	415		429
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	415		429
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 18,363		18,799
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	28	138
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	28	138
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 113		138
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 18,250		18,660
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	137,476		140,436
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,169		△1,140
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	28		-
うち、繰延税金資産	-		-
うち、前払年金費用	-		-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,197		△1,140
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,662		7,424
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 145,138		147,861
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.57%		12.62%

(注) 自己資本比率算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆連結

(単位:百万円、%)

項 目	平成 29年度	経過措置による 不算入額	平成 30年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,956		18,378
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,948		1,946
うち、利益剰余金の額	16,048		16,481
うち、外部流出予定額(△)	38		38
うち、上記以外に該当するものの額	△2		△11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	415		429
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	415		429
うち、適格引当金コア資本算入額			-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 18,371		18,807
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	28	138
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	28	138
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 113		138
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 18,258		18,668
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	137,468		140,427
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,169		△1,140
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	28		-
うち、繰延税金資産	-		-
うち、退職給付に係る資産の額	-		-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,197		△1,140
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,662		7,424
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 145,130		147,852
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.58%		12.62%

(注) 自己資本比率算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

◆連結 該当ありません。

3. 自己資本の充実度に関する事項

◆単体

(単位：百万円)

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額合計	137,476	5,499	140,436	5,617
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	139,612	5,584	132,851	5,314
ソブリン向け	3,156	126	3,237	129
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,252	890	21,918	876
法人等向け	42,944	1,717	44,371	1,774
中小企業等向け及び個人向け	40,953	1,638	42,048	1,681
抵当権付住宅ローン	5,927	237	5,760	230
不動産取得等事業向け	2,139	85	1,737	69
3ヶ月以上延滞	547	21	429	17
出資等	6,940	277	1,066	42
出資等のエクスポージャー	6,940	277	1,066	42
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,650	146	1,900	76
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,874	74	1,842	73
その他	9,225	369	8,537	341
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③-2. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	8,724	348
ルック・スルー方式	-	-	8,724	348
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	28	1	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,197	△ 87	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,662	306	7,424	296
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	145,138	5,805	147,861	5,914

◆連結

(単位：百万円)

	平成 29 年度		平成 30 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額合計	137,468	5,498	140,427	5,617
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	139,604	5,584	132,842	5,313
ソブリン向け	3,156	126	3,237	129
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,252	890	21,918	876
法人等向け	42,944	1,717	44,371	1,774
中小企業等向け及び個人向け	40,953	1,638	42,048	1,681
抵当権付住宅ローン	5,927	237	5,760	230
不動産取得等事業向け	2,139	85	1,737	69
3ヶ月以上延滞	547	21	429	17
出資等	6,930	277	1,056	42
出資等のエクスポージャー	6,930	277	1,056	42
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,650	146	1,900	76
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,874	74	1,842	73
その他	9,226	369	8,538	341
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③-2. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	8,724	348
ルック・スルー方式	-	-	8,724	348
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	28	1	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,197	△ 87	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,662	306	7,424	296
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ + ロ)	145,130	5,805	147,852	5,914

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこととする。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のこととする。

4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのこととする。

5. 当金庫及び当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

4. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

◆単体

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国 内	379,935	370,566	139,177	138,705	116,830	117,581	-	-	1,522	1,440
国 外	4,008	6,713	-	-	4,001	6,701	-	-	-	-
地 域 別 合 計	383,944	377,280	139,177	138,705	120,832	124,282	-	-	1,522	1,440
製 造 業	35,130	38,131	14,622	15,266	20,008	22,506	-	-	152	118
農 業、林 業	1,534	1,602	1,534	1,602	-	-	-	-	37	45
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	13	9	13	9	-	-	-	-	-	-
建 設 業	18,802	19,627	16,825	17,586	1,900	1,899	-	-	313	289
電気・ガス・熱供給・水道業	7,756	9,755	-	-	7,714	9,703	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,280	1,826	-	-	1,199	1,703	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	12,623	14,277	9,114	9,640	3,505	4,604	-	-	137	148
卸 売 業、小 売 業	18,259	18,877	15,062	14,927	3,008	3,706	-	-	101	132
金 融 業、保 険 業	113,846	114,763	6,494	6,292	22,304	21,679	-	-	-	-
不 動 産 業	16,390	16,741	12,564	12,217	3,806	4,503	-	-	258	271
物 品 賃 貸 業	704	541	704	541	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	233	246	233	245	-	-	-	-	0	0
宿 泊 業	236	209	236	209	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	2,240	2,251	2,238	2,250	-	-	-	-	50	70
生活関連サービス業、娯楽業	2,276	2,189	2,273	2,188	-	-	-	-	198	160
教育、学習支援業	643	774	643	774	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	4,149	4,004	4,148	4,002	-	-	-	-	28	23
その他のサービス	9,084	9,503	8,579	8,591	500	901	-	-	91	45
国・地方公共団体等	61,055	56,646	4,799	3,502	56,182	53,073	-	-	-	-
個 人	39,097	38,877	39,050	38,830	-	-	-	-	152	134
そ の 他	38,583	26,421	34	26	701	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	383,944	377,280	139,177	138,705	120,832	124,282	-	-	1,522	1,440
1 年 以 下	98,359	81,559	39,370	38,006	16,355	15,258	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	91,908	100,826	27,373	26,375	31,475	27,463	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	39,967	37,786	18,024	17,807	21,919	19,958	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	27,947	29,371	11,839	11,735	16,055	17,490	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	49,120	51,830	10,571	12,337	33,966	39,355	-	-	-	-
1 0 年 超	27,746	30,934	26,683	26,170	1,059	4,755	-	-	-	-
期間の定めのないもの	48,891	44,969	5,310	6,269	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	383,944	377,280	139,176	138,705	120,832	124,282	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、無形固定資産、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆連結

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国 内	379,926	370,557	139,177	138,705	116,830	117,581	-	-	1,522	1,440
国 外	4,008	6,713	-	-	4,001	6,701	-	-	-	-
地 域 別 合 計	383,935	377,271	139,177	138,705	120,832	124,282	-	-	1,522	1,440
製 造 業	35,130	38,131	14,622	15,266	20,008	22,506	-	-	152	118
農 業、林 業	1,534	1,602	1,534	1,602	-	-	-	-	37	45
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	13	9	13	9	-	-	-	-	-	-
建 設 業	18,802	19,627	16,825	17,586	1,900	1,899	-	-	313	289
電気・ガス・熱供給・水道業	7,756	9,755	-	-	7,714	9,703	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,280	1,826	-	-	1,199	1,703	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	12,623	14,277	9,114	9,640	3,505	4,604	-	-	137	148
卸 売 業、小 売 業	18,259	18,877	15,062	14,927	3,008	3,706	-	-	101	132
金 融 業、保 険 業	113,846	114,763	6,494	6,292	22,304	21,679	-	-	-	-
不 動 産 業	16,390	16,741	12,564	12,217	3,806	4,503	-	-	258	271
物 品 賃 貸 業	704	541	704	541	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	233	246	233	245	-	-	-	-	0	0
宿 泊 業	236	209	236	209	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	2,240	2,251	2,238	2,250	-	-	-	-	50	70
生活関連サービス業、娯楽業	2,276	2,189	2,273	2,188	-	-	-	-	198	160
教育、学習支援業	643	774	643	774	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	4,149	4,004	4,148	4,002	-	-	-	-	28	23
その他のサービス	9,076	9,494	8,579	8,591	500	901	-	-	91	45
国・地方公共団体等	61,055	56,646	4,799	3,502	56,182	53,073	-	-	-	-
個 人	39,097	38,877	39,050	38,830	-	-	-	-	152	134
そ の 他	38,583	26,421	34	26	701	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	383,935	377,271	139,177	138,705	120,832	124,282	-	-	1,522	1,440
1 年 以 下	98,359	81,559	39,370	38,006	16,355	15,258	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	91,908	100,826	27,373	26,375	31,475	27,463	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	39,967	37,786	18,024	17,807	21,919	19,958	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	27,947	29,371	11,839	11,735	16,055	17,490	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	49,120	51,830	10,571	12,337	33,966	39,355	-	-	-	-
1 0 年 超	27,746	30,934	26,683	26,170	1,059	4,755	-	-	-	-
期間の定めのないもの	48,883	44,960	5,310	6,269	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	383,935	377,271	139,176	138,705	120,832	124,282	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、無形固定資産、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

◆単体／連結

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成29年度	344	349	-	344	349
	平成30年度	349	366	-	349	366
個別貸倒引当金	平成29年度	2,002	1,698	605	1,396	1,698
	平成30年度	1,698	1,851	181	1,517	1,851
合 計	平成29年度	2,347	2,047	605	1,741	2,047
	平成30年度	2,047	2,218	181	1,866	2,218

(注) 当金庫は、自己資本比率算定にあたり、睡眠預金払戻損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等には含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

◆単体／連結

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金期末残高		個別貸倒引当金期末の増減額		貸出金償却	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製 造 業	96	111	△44	15	-	8
農 業、林 業	39	33	△44	△6	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	284	243	107	△41	21	9
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	152	163	22	11	-	1
卸 売 業、小 売 業	289	310	△182	21	1	1
金 融 業、保 険 業	1	1	0	0	-	-
不 動 産 業	330	426	△5	96	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	27	37	△73	10	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	153	157	51	4	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	57	121	△70	64	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	54	36	△65	△18	5	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個 人	211	208	△1	△3	-	1
合 計	1,698	1,851	△304	153	28	22

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額							
	単 体				連 結			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	
0%	-	74,273	-	65,564	-	74,273	-	65,564
10%	-	29,400	-	31,648	-	29,400	-	31,648
20%	4,806	111,171	11,104	106,873	4,806	111,171	11,104	106,873
35%	-	17,209	-	16,728	-	17,209	-	16,728
50%	51,312	1,955	54,664	3,845	51,312	1,955	54,664	3,845
75%	-	50,962	-	51,491	-	50,962	-	51,491
100%	202	41,566	600	36,974	202	41,557	600	36,965
150%	-	228	-	168	-	228	-	168
200%	-	-	-	-	-	-	-	-
250%	-	856	-	-	-	856	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	56,320	327,623	66,369	313,294	56,320	327,614	66,369	313,285

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

◆単体/連結

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,687	5,730	30,166	31,844	-	-

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

(注)平成30年度の金額には、「9. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計算された部分は含めておりません。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

◆単体

(単位:百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	7,301	7,301	1,115	1,115
非 上 場 株 式 等	1,750	1,750	1,755	1,755
合 計	9,052	9,052	2,870	2,870

◆連結

(単位:百万円)

区 分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	7,301	7,301	1,115	1,115
非 上 場 株 式 等	1,740	1,740	1,745	1,745
合 計	9,042	9,042	2,860	2,860

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

◆単体/連結

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売 却 益	177	30
売 却 損	52	43
償 却	-	-

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

◆単体／連結

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	572	△22

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

◆単体／連結

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	-	-

9. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆単体／連結

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		8,724
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー		-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー		-

10. 金利リスクに関する事項

◆単体

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク		△EVE	
		平成29年度	平成30年度
1	上方パラレルシフト		6,036
2	下方パラレルシフト		
3	スティープ化		
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値		6,036
8	自己資本の額	平成29年度	平成30年度
			18,660

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末のみを開示しております。
 なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、1,782百万円です。この算出した金利ショックは、旧アウトライヤー基準にかかるパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

◆連結

(注) 1. 当金庫では、子会社である㈱ユーシンビジネスサービスは当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結による金利リスクの測定は行っておりません。